

本号4頁建て

▷盜聴法・刑訴法を廃案に

2面

▷大阪思想調査アンケート裁判、二審も勝訴

3面

4月15日

第1821号

2016年

毎月5の日、月3回発行

救援新聞

1ヶ月300円(郵送料1部41円)

発行 日本国救援会

〒113-8463 東京都文京区湯島

2-4-4 平和と労働センター内

電話 03(5842)5842

FAX 03(5842)5840

http://www.kyuenkai.org

eメール info@kyuenkai.org

のびのび選挙運動

(53)

参院選での自由な選挙めざし

兵庫・福崎町長選不当検査事件

昨年12月の兵庫・福崎町長選で、候補者の後援会だよりを違法だとして、警察が町民の呼び出しを続けている問題で、3月23日、衆院法務委員会で日本共産党の清水忠史衆院議員が質問に立ち、違法検査の実態を明かし、検査の中止を求めました。

発言席に立った清水議員は、ます岩城光英法相と土屋正志総務副大臣に対して「政治家の後援会とほどのイメージのもと活動の一環だ」と答えました。次に、土屋副大臣の後援会ニユースを示して、公選法の挨拶規定で制限される「おかげさまで三選を果たし」とす



違法検査を追及する清水忠史衆院議員（写真＝清水忠史事務所）

る文言について、「公選法では、挨拶も含めたニュースを配ることはできないが、後援会員に限定して読んでもらうことには、内部行為ですから問題ないですよね?」と確認。土屋副大臣は、「政治団体の中で政治的見解を述べることは、結社、思想信条、表現の自由を規定した憲法に許された行為だ」と述べ、後援会ニュースを発行すること自体に問題がないとする答弁を引き出しました。

その上で清水議員は、

福崎警察署の検査員が選挙期間中から後援会員宅を訪れ、「私は後援会員ではない」「後援会員をやめました」と書いた紙に署名捺印させて聞き回っていることを明かし、「町の選管が福崎署に選挙妨害になるからやめられた」と指摘し、警察が後援会の正当な活動に弾圧を加えていると述べました。

清水議員は、「特定政治家の活動を支える組織で、会報の発行も活動の一環だ」と答えた。次に、土屋副大臣の後援会ニユースを示して、公選法の挨拶規定で制限される「おかげさまで三選を果たし」とす

国会で違法検査追及

弾圧の意図が浮き彫りに

衆院法務委

洞悉

全国から激励を

地元の福崎町では、2月27日に「不正検査をやめさせる会」を結成し、3月10日には福崎署抗議行動、3月16日には兵庫県警への抗議行動をおこないました。この事件についてメディアも取材に訪れ、インターネットの動画サイトで抗議行動の様子が紹介されたり、ネット上の口コミで拡散されるなど、事件の不正性が広がっています。しかし、依然として警察検察の執拗な呼び出しは続いている。地元は警戒を強めています。福崎町では町民へ事実を知らせる宣伝を繰り返し、5月15日は、報告集会を計画しています。

いま世界にある動画が話題になっているらしい。道端でズボンの後ろのポケットからわざと財布を落として、日本人がどう反応するかというのだ。結果はどういえば、何? すべての人が落とし主になってしまったというから、すばらしい国民性ではないか▼ところが

日本の政治家の中には人が見ていないければ、立法は言うに及ばず、プライバートまで人にまでいたといったいうから、すばらしい国民性ではないか▼ところが

はすれ違いで逆方向にいるにもかかわらず拾つて追いかけてくれる人までいたというから、声をかけるなり、中に

が話題になっている

日本がどう反応する

かというのだ。結果

が話題になっている

</div